

## 情報公開・個人情報保護審査会の概要

### 1. 審査会設置の目的

南砺市情報公開条例に基づく情報公開制度及び南砺市個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を図るため、南砺市情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。

### 2. 審査会の役割

- (1) 南砺市情報公開条例第 18 条第 1 項及び南砺市個人情報保護条例第 41 条第 1 項の規定による実施機関の諮問に応じ審査請求について調査審議を行い、その結果を答申する。
- (2) 個人情報保護条例の規定により、下記の規則等の制定又は改廃等をしようとするときに、その事項について調査審議し、実施機関に意見を述べる。
  - ア 本人からの取得の原則の例外(南砺市個人情報保護条例第 5 条第 2 項第 7 号)
  - イ 思想、信条又は信教に関する個人情報等の取得制限の例外 (同条例第 5 条第 3 項第 2 号)
  - ウ 電磁的記録に記録する個人情報の記録項目の変更 (同条例第 5 条第 5 項)
  - エ 目的外利用・提供制限の例外 (同条例第 9 条第 2 項第 5 号)
  - オ 電子計算機等結合による提供制限の例外 (同条例第 10 条第 1 項第 2 号)
- (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議する。

### 3. 審査会の組織

審査会の委員は 5 人以内で組織し、識見を有する者のうちから市長が委嘱します。任期は 2 年です。

### 4. 委員名簿 (五十音順)

安宅 彰隆 (会長)  
内河 敦子  
杉村 稔  
長澤 和美  
山崎 博久 (副会長)